（参考情報）韓国農林畜産食品部公表情報

農林畜産食品部プレスリリース（2016年２月22日18時00分付け）
家畜飼育業許可対象を小規模農家にまで拡大
－ 畜産法施行令に基づき、飼育施設面積50㎡超の農家も許可制に －

出典URL:
http://www.maf.go.kr/list.jsp?&newsid=155447736&section_id=b_sec_1&pageNo=1&year=2016&listcnt=10&board_kind=C&board_skin_id=C3&depth=1&division=B&group_id=3&menu_id=1125&reference=&parent_code=3&popup_yn=&tab_yn=N

（機械翻訳等に基づく仮訳）

《 主な内容 》

◈ 2016年２月23日から家畜飼育業許可対象を小規模農家以上*に拡大

*飼育施設の面積：牛・豚・鶏・アヒルで50㎡超

❍ 2013年２月、繁殖業、孵化業及び精液等処理業並びに大規模家畜飼育農家に対して優先導入し、毎年許可対象を段階的に拡大
＊（2013年２月）大規模家畜飼育農家→（2014年２月）専業農家→（2015年２月）準専業農家

◈畜産業の許可対象となる農家は、一定レベルの設備や機器を備え、単位面積当たりの適正飼育頭数などの基準に準拠する必要

❍車両・人の消毒施設、防疫・ブロック施設、畜種別適正飼育頭数など

◈畜産業許可制の早期定着のために、許可基準と遵守事項のチェックを強化

❍年１回以上の許可対象農家の定期的及び随時・集中点検

農林畜産食品部（長官イ・ドンピル、以下農食品部）は、口蹄疫、AIなどの家畜疾病の予防・防疫の実効性を高めるために、畜産業許可対象を飼育施設面積が50㎡を超える小規模農家まで拡大する畜産法施行令が２月23日から施行されると明らかにした。

これまで農食品部では、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ（AI）の発生を契機に畜産業許可制を、2013年２月23日に繁殖業、孵化業及び精液等処理業並びに大規模*家畜飼育農家に対して優先導入し、毎年許可対象を段階的に拡大してきており、畜産業許可対象となる家畜飼育業の規模を2014年２月23日に専業農家**に、さらに2015年２月23日には準専業農家***にまで拡大している。

*大規模飼育面積：牛1,200㎡、豚2,000㎡、鶏2,500㎡、アヒル2,500㎡超
**専業飼育面積：牛600㎡、豚1,000㎡、鶏1,400㎡、アヒル1,300㎡超

***準専業飼育面積：牛300㎡、豚500㎡、鶏950㎡、アヒル800㎡超
2016年２月23日から畜産業の許可対象が小規模農家まで拡大して施行されるが、小規模農家には、飼育施設の面積が牛・豚・鶏・アヒルで50㎡超の農家が該当する。

畜産業の許可対象となる農家は、家畜疾病の予防・防疫の基本要件である一定レベルの消毒及び防疫施設・設備を備え、単位面積当たりの適正飼育頭数の基準等を遵守しなければならない。
ただし、2013年２月23日より前に家畜飼育業に登録した農家は、許可制拡大施行日（2016年２月23日）時点で許可を受けているものとみなされるが、１年以内に許可基準に沿った施設・設備などを備える必要がある。一方、小規模以上の農家として新規登録する場合は、直ちに許可基準を満たさなければならない。

また、2016年４月13日から、家畜飼育業登録の対象となる家きん（鶏・アヒル・ガチョウ・七面鳥・ウズラ・ダチョウ・キジ）の家畜飼育施設の面積が15㎡から10㎡以上に変更して施行される。

農食品部は、口蹄疫・鳥インフルエンザ（AI）などの家畜疾病の防疫のために、畜産業許可制対象農家の定期点検と随時点検を強化して、畜産農家が許可基準と遵守事項を適切に守ることができるよう点検していく計画だと明らかにした。
畜産法に規定された当該許可対象農家の２年に１回以上の定期点検周期を年１回以上の定期点検に強化し、さらに規模別・畜種別の集中点検期間を定めて随時点検を実施していく予定である。
許可対象農家が許可を受けない場合には、３年以下の懲役又は３千万ウォン以下の罰金に処することになり、許可基準に違反して家畜飼育業などを営む場合には、最大500万ウォンの過怠金の賦課を受けることになる。
*家畜飼育業の登録をせずに家畜の飼育業を営んだ場合、最大200万ウォンの過怠金が課される。

農食品部は、畜産業許可制は、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ（AI）などの家畜疾病の発生を事前に予防し、より効率的に防疫できるようにする制度であることから、許可対象となる畜産農家に対し、積極的に協力するよう要請した。
詳細については、農食品部のホームページ（www.mafra.go.kr）<情報広場 - 法令情報>で確認することができ、気になる点は、農食品部畜産政策（044-201-2317）に問い合わせ、回答を聞くことができる。

参考 畜産業許可制の概要

❑ 目的

❍畜舎、消毒防疫施設、教育など一定の基準を備えた農家が畜産業を営む制度（畜産法第22条及び同法施行規則第13条）
*畜産業：繁殖業、孵化業、精液等処理業、家畜飼育業（４業種）
❍家畜疾病から畜産農家を保護し、国民に信頼される持続可能な環境に優しい畜産業の発

展を図る

❑ 拡大範囲

○2013年２月23日に、全ての繁殖業、孵化業、精液等処理業及び大規模家畜飼育農家について許可制を導入
○2016年２月23日から小規模（飼育施設面積50㎡超）家畜飼育農家に拡大

	大規模農家	専業農家	準専業農家	小規模農家
導入時期	2013年2月23日	2014年2月23日	2015年２月23日	2016年２月23日
牛	1,200㎡超	600㎡超	300㎡超	50㎡超
豚	2,000㎡超	1,000㎡超	500㎡超	50㎡超
鶏	2,500㎡超	1,400㎡超	950㎡超	50㎡超
アヒル	2,500㎡超	1,300㎡超	800㎡超	50㎡超

*繁殖施設面積50㎡以下の農家は、管轄市・郡・区に登録する必要がある

❑ 適用時期

○既に登録されている専業農家については、許可を受けたものとみなされ、2016年２月22日（１年以内）までに許可基準を遵守しなければならない。
○新規に家畜飼育業を開始する農家は、許可基準を満たした上で、管轄市・郡・区から許可を受けなければならない。

❑ 基準と方法

○畜産業許可対象農家は、一定レベルの設備や機器を備え、単位面積当たりの適正飼育頭数、位置基準を遵守し、教育を履修する必要がある。
〈家畜飼育業許可基準の主な内容〉

施設・機器	飼育施設		家畜飼育施設、換気設備など
	消毒施設		車両・対人消毒設備、車両進入ブロックバー、訪問車両消毒の実施記録及び出入り訪問記録、靴底消毒槽など
	防疫施設		囲い・フェンス、立ち入り禁止案内板など
単位面積当たりの適正飼育頭数	肉牛（放牧式）		7.0㎡/匹〈330㎡あたり47匹〉
	乳牛（係留式）		8.4㎡/匹 〈330㎡あたり39匹〉
	豚（一貫経営）		0.79㎡/匹 〈330㎡あたり410匹〉
	産卵鶏	ケージ	0.05㎡/羽 〈330㎡あたり6,600羽〉
		平飼い	0.11㎡/羽 〈330㎡あたり3,000羽〉
	ブロイラー（開放鶏舎）		33kg/㎡ 〈330㎡あたり7,27羽〉

	肉用アヒル	0.246㎡/羽〈330㎡あたり1,340羽〉
位置基準	新規許可制限	地方都市以上の道路から30m以内
		と畜場・飼料工場・繁殖場から500m以内
教育履修	※参考：畜産業に関する義務教育修了	

❑ 罰則など

❍許可を受けていない農家は、３年以下の懲役又は３千万ウォン以下の罰金刑
❍許可を受けた農家が基準に違反した場合、最大500万ウォンの過怠金を賦課

❑ 畜産業に関する義務教育

❍教育の概要

教育対象		トレーニング時間	教育費
新規許可申請		24	40,000ウォン
2013年２月以前の登録	飼育歴３年未満	12	20,000ウォン
	飼育歴３年以上	8	12,000ウォン

❍教育科目：畜産法規、家畜防疫及び疾病管理、環境に配慮した動物福祉・畜産環境など
❍教育機関：地域畜産協同組合、大学、畜産団体など指定された195の教育機関